

# 六戸町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2025年3月(令和7年)  
青森県 六戸町

## ■ 目次

<b>1</b>	<b>背景</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>1</b>
	(1)気候変動の影響	
	(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向	
	(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向	
<b>2</b>	<b>基本的事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>3</b>
	(1)目的	
	(2)対象とする範囲	
	(3)対象とする温室効果ガス	
	(4)計画期間	
	(5)上位計画及び関連計画との位置付け	
<b>3</b>	<b>温室効果ガスの排出状況</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>4</b>
	(1)温室効果ガス総排出量	
<b>4</b>	<b>温室効果ガスの排出削減目標</b> ・・・・・・・・	<b>6</b>
	(1)目標設定の考え方	
	(2)温室効果ガスの削減目標	
<b>5</b>	<b>目標達成に向けた取り組み</b> ・・・・・・・・	<b>6</b>
	(1)取り組みの基本方針	
	(2)具体的な取り組み内容	
<b>6</b>	<b>進捗管理体制と進捗状況の公表</b> ・・・・・・・・	<b>8</b>
	(1)推進体制	
	(2)点検・評価・見直し体制	
	(3)進捗状況の公表	
	<b>《参考資料》</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	<b>10</b>
	対象施設※2 基本的事項 (2)対象とする範囲	

# 1 背景

## (1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律

に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

令和3年（2021）年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー	エネルギー起源CO <sub>2</sub>	12.35	6.77	▲45%	▲25%
	部門別				
	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

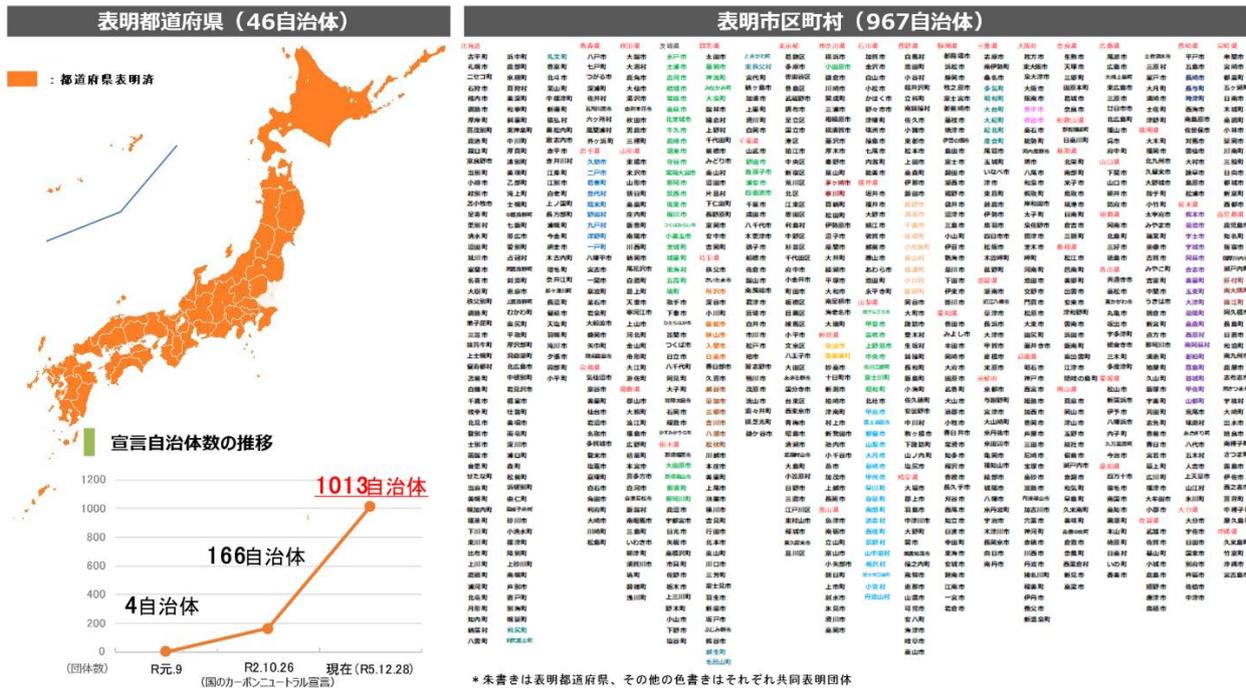
2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロ

カーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2023年12月末時点においては1,013地方公共団体と加速度的に増加しています。

図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2023年12月28日時点)



出典：環境省 (2023) 「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」  
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

## 2 基本的事項

### (1) 目的

六戸町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (以下「六戸町事務事業編」といいます。) は、地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下「地球温暖化対策推進法」といいます。) 第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、六戸町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

六戸町事務事業編の対象範囲は、六戸町の全ての事務・事業とします。なお、対象施設については参考資料のとおりです。

### (3) 対象とする温室効果ガス

六戸町には麻酔剤 (笑気ガス) を使用する大規模病院等が存在しないため、CH<sub>4</sub> や N<sub>2</sub>O 等の排出による影響は小さいと考えられます。そのため、六戸町事務事業編が対象とする温

室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

(4) 計画期間

2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）末までを計画期間とします。また、計画期間の中間の2027年度（令和9年度）に、計画の見直しを行います。

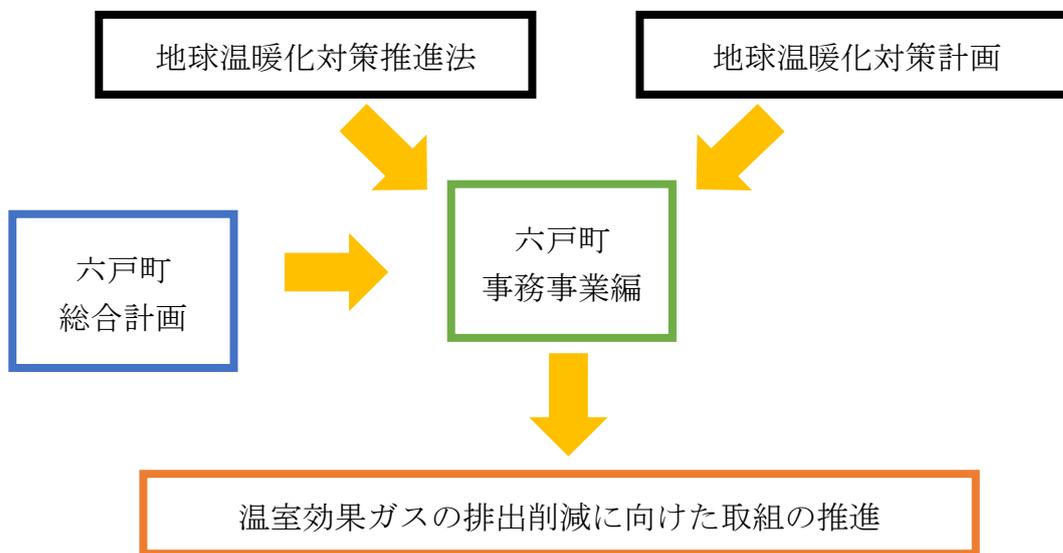
図2 計画期間のイメージ

項目	年 度							
	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)
期間中の事項	基準年度	計画開始			計画見直し			目標年度
計画期間		→						

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

六戸町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び六戸町総合計画に即して策定します。

図3 六戸町事務事業編の位置付け



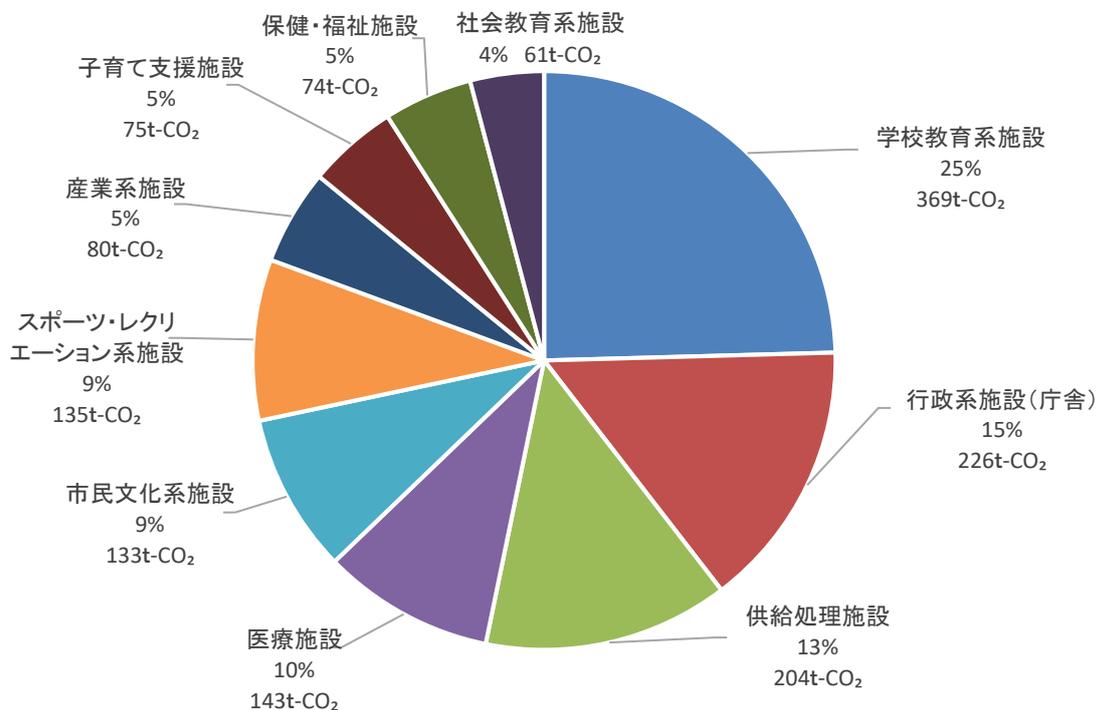
3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

六戸町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2023年度（令和5年度）において、1,500t-CO<sub>2</sub>となっています。

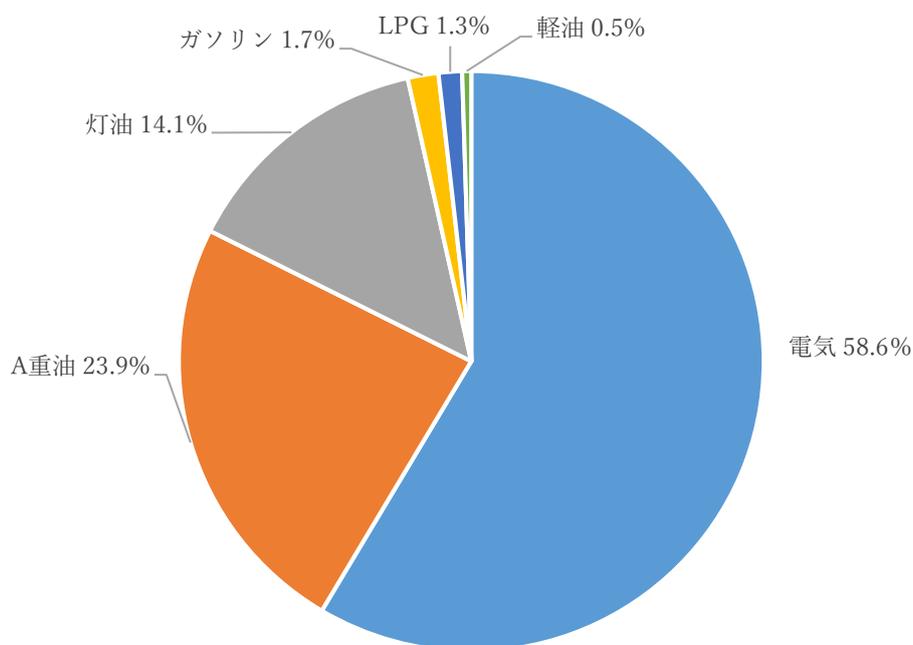
施設別では、学校教育系施設が全体の 25%を占め、次いで行政系施設（庁舎）15%、供給処理施設 13%、医療施設 10%なっています。

図 4 施設別の温室効果ガス総排出量の割合（2023 年度 [令和 5 年度]）



また、エネルギー種別では、電気が全体の 58.6%を占め、次いで A 重油 23.9%、灯油 14.1%、ガソリン 1.7%となっています。

図 5 エネルギー種別の温室効果ガス総排出量の割合（2023 年度 [令和 5 年度]）



## 4 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、六戸町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

### (2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度〔令和12年度〕）に、基準年度（2023年度〔令和5年度〕）比で10%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度 (2023年度〔令和5年度〕)	目標年度 (2030年度〔令和12年度〕)
温室効果ガスの排出量	1,500t-CO <sub>2</sub>	1,350t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	10%

図 6 温室効果ガスの削減目標



## 5 目標達成に向けた取り組み

### (1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

## (2) 具体的な取り組み内容

### ① 直接効果が把握できる取り組み

#### ア 電気使用量の削減

- ・ 効果的、計画的な事務処理に努め、夜間残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努めます。
- ・ 昼休みの消灯や時間外勤務時の不必要箇所の消灯を行います。
- ・ トイレ、会議室等に利用者がいない場合は消灯します。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認します。
- ・ O A 機器等の電源をこまめに切るように努めます。
- ・ 電気暖房器の効率的な使用及び適正温度管理の徹底に努めます。
- ・ 勤務終了後の早期退庁を奨励します。
- ・ 電気機器を購入・更新する際には、LED 照明等の省エネタイプの導入に努めます。

#### イ 燃料使用量の削減

##### ○ 施設

- ・ 冬季間の事務室や各施設の暖房温度の、適正な温度管理の徹底に努めます。
- ・ 施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行います。
- ・ クールビズ、ウォームビズを推進します。

##### ○ 公用車

- ・ 急発進、急加速はしません。
- ・ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。
- ・ 公用車から離れる時は、必ずエンジンを切り、必要以上のアイドリングは控えます。
- ・ 公用車を更新する際には、原則的に電動車 (EV・FCV・PHEV・HV) の導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。  
※電動車とは、電気自動車 (EV)、燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV)、ハイブリッド自動車 (HV) のことです。
- ・ 外勤の相乗りを奨励します。
- ・ 公用車の一元管理等により、使用用途に合わせた配車等、効率的な運用管理に努めます。

##### ウ 物品等の新規購入、更新

- ・ 物品等の新規購入、更新をする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ない物の購入に努めます。
- ・ 物品等の故障時には修理に努め、安易に廃棄せず長期使用に努めます。

##### エ 施設の新築、改築

- ・ 施設の新築、あるいは大規模改築をする時は、温室効果ガスの排出抑制のため、随所に環境負荷低減や省エネに配慮した設計に努めます。
- ・ 工事を実施する場合も環境に配慮し、適正管理に努めます。
- ・ 公共施設等照明の LED 化を進めます。

## ② 間接的に効果がある取組み

### ア 用紙類

- ・ 会議資料は両面印刷を徹底し、使用量の削減に努めます。
- ・ 庁内資料は、ミスコピーの裏面使用等で有効利用します。
- ・ 会議資料等を入れるための封筒や窓口用の封筒は、希望される場合だけの配布に努めます。
- ・ 使用済み封筒は、宛名の貼付等により、庁内連絡・理解を得られる相手先への送付に利用します。
- ・ 電子メールの積極活用によりペーパーレス化を推進します。
- ・ 冊子、ポスター等の印刷物は、古紙配合率がより高い再生紙の利用に努めるとともに、その印刷物には再生紙を使用している旨または古紙配合率を明記します。
- ・ 事務用紙、電算用連続紙についても古紙配合率のより高い再生紙の使用に努めます。

### イ 事務用品

- ・ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ・ 文房具の購入に当たっては、環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を優先的に選択します。
- ・ 文書を廃棄する際は、ファイル等の再利用に努めます。
- ・ 使用していない物品については安易に廃棄せず、他部署への転用等再利用に努めます。
- ・ 物品の購入時は、納入業者への簡易的包装と梱包品引取りを促します。

### ウ 水道

- ・ 日常的に節水を心がけます。
- ・ 節水型機器の導入について検討します。

### エ ゴミの減量リサイクル

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図ります。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努めます。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控えます。

## 6 進捗管理体制と進捗状況の公表

### (1) 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「全職員」と協力し、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ① 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、構成員として各課長職をもって組織し、計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

## ②推進担当者

各課及び出先機関に1名以上の「推進担当者」を置き、所属課内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い、事務局と調整し、総合的な推進を図ります。

## ③事務局（町民課）

事務局を町民課に置き、全体計画の進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

## ④職員に対する啓発等

職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施すると共に、環境負荷の削減に必要な情報を提供し、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行います。

- ・ 庁内LAN等を活用して環境に関する情報の発信

### (2)点検・評価・見直し体制

六戸町事務事業編は、事務局が各推進担当者を通し、定期的に進捗状況を把握し、推進本部において点検評価を行います。

推進本部は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期(2026年度[令和8年度])に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027年度(令和9年度)に六戸町事務事業編の改定を行います。

### (3)進捗状況の公表

六戸町事務事業編の進捗状況及び点検評価結果は、六戸町のホームページ等により公表します。

《参考資料》

対象施設※2 基本的事項 (2)対象とする範囲

施 設 名	施 設 名
六戸町役場庁舎	六戸町立図書館
六戸町立国民健康保険診療所	六戸町就業改善センター
六戸町立六戸小学校	小松ヶ丘汚水調整槽
六戸町立開知小学校	七百地区農業集落排水処理施設
六戸町立大曲小学校	金矢地区農業集落排水処理施設
六戸町立六戸中学校	岡沼地区農業集落排水処理施設
六戸町立七百中学校	六戸町包括支援センター
六戸町文化ホール	六戸児童館
六戸町七百地区公民館	七百児童館
六戸町総合体育館	大曲小学校学童保育所
六戸町郷土資料館	六戸町老人福祉センター
メイプルふれあいセンター	小松ヶ丘地域交流館

※道路・公園等の照明灯及び防災行政無線・消防車両等は、防犯・防災面等から、削減することが困難であるため対象外とします。